

～滋賀県地域福祉支援計画の改定について～

計画の位置づけ

○社会福祉法に基づく計画であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくもの。

○平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定については、任意とされていたものが努力義務とされた。

○「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する「上位計画」として位置付けられた。

基本理念

すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

滋賀県基本構想
〔基本理念〕
夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀
～みんなでつくろう！新しい豊かさ～

基本方針

- (1) 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進
- (2) 地域福祉の推進を通じた地域の活性化
- (3) 公私協働による新たな公的サービスの創造

計画の期間

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度) 5か年計画

社会を取り巻く状況

- 人口減少、高齢化の進展、単身高齢者世帯の増加
- 地域コミュニティの弱体化**
- 生活困窮、子どもの貧困、ひきこもりなど地域社会の課題の複雑化・多様化
- 公的サービスでは対応が困難な福祉ニーズの増大(制度の狭間)
- 新型コロナウイルス感染症による失業者、生活困窮者の増加、障害者、高齢者、子育て世代への大きな影響

取組方針の5つの取組

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項(法第108条第1号)(現計画からの追加)
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項(法第108条第2号)
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項(法第108条第3号)
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項(法第108条第4号)
- 5 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項(法第108条第5号)(現計画からの追加)

今後のスケジュール(案)

次期地域福祉支援計画においては、今般の新型コロナウイルス感染症対応で明らかになった福祉分野の課題を踏まえて、これからの地域福祉の在り方について記載していくことが必要であり、そのためには、総合企画専門分科会の開催回数を、当初予定の4回から6回に増やし、十分な議論を行っていきたいと考えている。そのため、社会福祉審議会の答申時期を令和3年2月とし、改定時期を令和3年10月としたい。

このため、下記スケジュールにより次期計画を策定する。次期計画策定までの間については、現計画の内容を引き継ぐ。

令和2年	8月	滋賀県社会福祉審議会への諮問
令和2年 令和3年	8月～ 1月	総合企画専門分科会において調査・審議 (6回程度開催)
令和3年	2月	滋賀県社会福祉審議会答申
令和3年	5月	県民政策コメントの実施、市町への意見照会
令和3年	10月	次期計画改定

多様な意見の反映

【今後の予定】

令和2年8月～令和3年1月

- ・当事者団体等へのヒアリング
- ・市町へのヒアリング(県内19市町)
- ・市町担当者会議の開催